



各位

会社名 **ソレキア株式会社**  
 代表者名 代表取締役社長 小林 義和  
 (JASDAQ・コード番号 9867)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取締役総務部長 針生 貞裕  
 電話 03-3732-1131

## 株式の併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、株式の併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更を平成27年6月26日開催予定の当社第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の併合

##### (1) 株式の併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、当社株式につき、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合(10株を1株に統合)を実施するものであります。

##### (2) 株式の併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・比率

平成27年10月1日(木)をもって、平成27年9月30日(水)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

###### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成27年3月31日現在)	10,169,610株
株式併合により減少する株式数	9,152,649株
株式併合後の発行済株式総数	1,016,961株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

###### ④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動などの要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

##### (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 27 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満所有株主	116 名 (6.84%)	137 株 ( 0.00%)
10 株以上所有株主	1,579 名 (93.16%)	10,169,473 株 (100.00%)
総株主	1,695 名 (100.00%)	10,169,610 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満のみご所有の株主様 116 名 (137 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

2,124,000 株

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日に、定款第 6 条 (発行可能株式総数) に規定する発行可能株式総数が、現行の 21,240,000 株から 2,124,000 株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式の併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 27 年 10 月 1 日(木)

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

上記「1. 株式の併合」に記載した株式併合により、当社の発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することから、株式併合の割合に合わせ発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数

変更前：21,240,000 株

変更後：2,124,000 株

(3) 変更日

平成 27 年 10 月 1 日(木)

(4) 発行可能株式総数の変更の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 57 期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の日程

取締役会開催日	平成 27 年 5 月 22 日
定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日(予定)
発行可能株式総数の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日(予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 27 年 10 月下旬(予定)
株式の処分代金の支払い開始	平成 27 年 12 月上旬(予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 9 月 28 日となります。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

以 上

【ご参考】

## 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

### Q1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか？

株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更は、株式の議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回、当社では 10 株を 1 株とする株式併合と単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

### Q2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか？

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、当社株式につき、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合（10 株を 1 株に統合）を実施いたします。

### Q3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 27 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	4,000 株	4 個	400 株	4 個	なし
例②	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例③	101 株	なし	10 株	なし	0.1 株
例④	43 株	なし	4 株	なし	0.3 株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数 10 株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### Q4. 株式併合は、資産価値に影響を与えるのでしょうか？

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動などの他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

併合後にご所有株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍になるためです。

また、株価につきましても理論上は併合前の 10 倍となります。

**Q5. 所有株式数が減少することで、受け取ることのできる配当金はどうなるのでしょうか？**

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる予定の配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ3記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

**Q6. 今後のスケジュールはどのようになっていますか？**

次のとおり予定しております。

平成27年6月26日 定時株主総会決議日

平成27年9月25日 現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日

平成27年9月28日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成27年10月1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**Q7. 株主自身で何か必要な手続きはありますか？**

株主様にお願いする特段のお手続はございません。

**【当社の株主名簿管理人】**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
電話：0120-232-711（フリーダイヤル）  
受付時間9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以 上